

3. 損害保険

中国の損害保険市場は、1978年以降の改革開放以来、高い経済成長と国民生活の向上に伴い、飛躍的な発展を遂げてきた。このような状況下、2020年9月に補償内容の拡充と保険料の引き下げを中心とする自動車保険総合改革が実施された。自動車保険が最大の収入保険料である損害保険業界にとりその影響は大きく、2021年は元受保険料ベースで前年比0.7%増と、過去最低の低成長となった。

中国損害保険市場の現状

2021年の損害保険経営状況

損害保険会社の元受収入保険料総額は、1兆3,676億元で前年比0.7%増と過去最低の伸び率となった。これは、2020年9月に実施された自動車保険総合改革によって保険料単価が低下した自動車保険が前年比472億元減（5.7%減）と大きく減収したことが最大の要因である。また、収益悪化による引受制限が進んだ保証保険が前年比24.4%減となったことも影響している。損害保険における自動車保険の構成比は2020年の60.7%から2021年56.8%と3.9ポイント縮小した。一方、収入保険料が2番目に多い健康保険は、前年比23.7%増、3番目に多い責任保険は13.0%増と大きく増収している。自動車保険総合改革による減収が一巡した2021年10月からは増収基調に戻っており、2022年は成長率の回復が期待される。

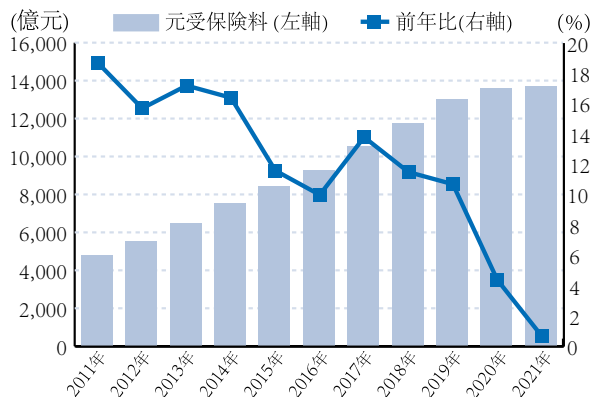
2021年は7月に発生した河南省での水害事故など大規模な自然災害が発生しており、2021年の保険金支払額は8,847億元、前年比12.3%増と大幅に増えており、収益が悪化した損害保険会社が増加していると予想される。

表1：中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移
(単位：億元、%)

年	元受保険料	前年比 (%)
2011年	4,779	18.7%
2012年	5,530	15.7%
2013年	6,481	17.2%
2014年	7,544	16.4%
2015年	8,423	11.6%
2016年	9,266	10.0%
2017年	10,541	13.8%
2018年	11,756	11.5%
2019年	13,016	10.7%
2020年	13,584	4.4%
2021年	13,676	0.7%

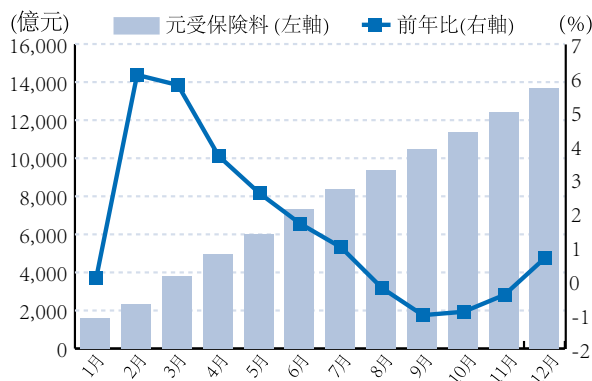
出所：中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図1：中国損害保険会社元受保険料・増収率の推移



出所：中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

図2：2021年損害保険会社累計元受保険料・増収率の推移



出所：中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

表2：2021年各種目別元受保険料・前年比・構成比
(単位：億元、%)

種目	元受保険料 (億元)	前年比 (%)	構成比 (%)
自動車保険	7,773	△5.7%	56.8%
健康保険	1,378	23.7%	10.1%
責任保険	1,018	13.0%	7.4%
農業保険	976	19.8%	7.1%
傷害保険	627	15.9%	4.6%
保証保険	521	△24.4%	3.8%
企業財産保険	520	6.1%	3.8%
工事保険	144	4.3%	1.1%
家庭財産保険	98	7.7%	0.7%
その他	621	10.9%	4.5%
合計	13,676	0.7%	100.0%

出所：中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) 統計

損害保険市場と外資系損害保険会社の現状

2022年に新たに設立認可を得た中資系損保会社2社を加えると、現在認可を受けている損保会社は89社であり、うち中資系が68社、外資系は21社となっている。2021年大手3社の元受保険料は、PICCが4,484億元、平安が2,700億元、太平洋が1,530億元となっており、大手3社が63.7%のマーケットシェアを占める寡占市場であり、外資系は合計でもわずか約2.0%の低位にとどまっている。

世界損害保険市場において2014年に中国はドイツを追い抜き、アメリカに次いで第2位の規模となっている。直近

の2020年データによると日本の2.6倍の損害保険市場であるものの、人口1人当たり損害保険料では日本の4分の1以下、全世界平均の2分の1以下であり、中国の損害保険市場は持続的な成長が期待されるマーケットといえる。

表3：2020年の世界損害保険市場規模比較

国・地域	保険料収入 総額 (百万ドル)	順位	世界シェア (%)	1人当 たり保険料 (ドル)	対GDP 比(%)
米国	1,897,883	1位	54.4	5,755	9.0
中国	308,330	2位	8.8	214	2.1
ドイツ	151,995	3位	4.4	1,827	4.0
日本	120,308	4位	3.5	951	2.4
英国	99,430	5位	2.9	1,488	2.3
フランス	94,736	6位	2.7	1,408	3.5
韓国	87,565	7位	2.5	1,690	5.2
カナダ	85,234	8位	2.4	2,243	5.2
オランダ	73,609	9位	2.1	4,230	8.1
オーストラ リア	48,266	10位	1.4	1,878	3.6
全世界	3,489,608	-	100.0	449	4.1

出典：Sigma World Insurance in 2020

表4：2021年の外資系損害保険会社（合併含む）の
総保険料（元受保険料および再保険料）およ
び税引後利益（単位：億円）

会社名（略称）	国・地域	総保険料	税引後利益
アクサ天平	フランス	59.4	△2.7
京東アリアンツ	ドイツ	49.3	0.03
国泰	台湾	48.9	1.1
リバティ	米国	25.4	△1.1
AIG	米国	17.6	2.4
三井住友海上	日本	14.8	0.9
グルバマ	フランス	13.5	0.1
東京海上日動	日本	11.9	1.0
富邦	台湾	11.0	0.8
スター	米国	11.0	0.2
あいおいニッセイ同和	日本	10.8	0.1
ゼネラル	イタリア	10.6	0.1
三星	韓国	9.0	0.7
チューリッヒ	スイス	7.6	0.8
損保ジャパン	日本	7.4	0.9
ロイズ	イギリス	6.4	0.4
現代	韓国	5.4	△1.4
スイス・リー	スイス	3.6	△0.2
チャブ	アメリカ	2.8	0.7
LIG	韓国	1.7	0.1
日本興亜	日本	0.5	△0.04

出所：各種報道資料

外資に対する規制緩和の進展

2021年3月銀保監会は「外資保険会社管理条例実施細則」を修正公布し、外国保険グループ会社や海外金融機関による外資保険会社への投資基準を整理し明確化した。また、2021年12月「保険資産管理会社管理規定（意見募集稿）」を発表し、その中で保険資産管理会社に対する外資保険会社の出資割合制限撤廃を明記している。さらに同じく12月に「保険仲介市場の対外開放措置を明確にすることに関する通知」を公布し、外資保険ブローカー会社の設立条件緩和を明文化している。このように、2021年は一部対

外開放の進展が見られたものの、損害保険会社は原則として営業範囲が拠点設立地域に限られることから、営業拠点が少ない外資保険会社にとって不利な状況は変わっていない。現在、拠点的な無い地域であっても、投資総額1億5,000万元以上かつ保険料総額が40万元超の大型商業物件については許認可取得地域以外での拠点からの保険引受が可能だが、顧客サービスの向上および経営効率化の観点から本規制のさらなる緩和を強く期待する。

新エネルギー車専用自動車保険の登場

2021年12月中国保険行業協会が「新エネルギー自動車任意保険専用約款（試行）」を発表し、損害保険各社は12月27日より本約款を採用している。本新約款は、本来の自動車保険の補償内容に加え、バッテリー火災など新エネルギー自動車特有の事故も補償する内容である。

2021年中国の新エネルギー自動車（NEV）の販売台数は352万台（前年比2.6倍）であり、7年連続世界1位となっている。中国汽车工程学会は、2030年中国の新エネルギー自動車の販売台数は1,520万台、保有台数は8,000万台に達すると予測しており、この予測を基に計算した場合、新エネルギー自動車による自動車保険料規模は4,700億元（約8兆5,000億円）に達すると予想され、損害保険業界として新エネルギー車専用自動車保険の動向に注目が集まっている。

<建議>

<中国銀行保険監督管理委員会への建議>

① 保険会社経営者層向け研修制度運用の改善

保険会社経営者層への研修制度について、外国人の場合には通訳を介した研修や社内研修による代替などの緩和措置を要望する。また非常勤董事や社外董事の場合には、研修時間や研修内容の縮小など見直しを要望する。また、中国銀保監会（協会）が主催する研修については前広なスケジュール通知と共にオンライン研修の実施促進を要望する。

② 外資合併損保会社におけるパートナーの出資比率制限の緩和

「保険会社持分管理弁法」の2018年3月改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合併損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合併目的等）外資損保会社の場合、外資損保会社におけるパートナーの出資比率に関しては、上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

③ 同業競争回避規定の緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」30条2項により、「投資者、その関連先および一致行動者は、保険会社のコント

ロール類株主と戦略類株主になる場合、合計2社を上回ってはならない」と定められ、同時に同条第3項により、保険会社が業務のイノベーションまたは専門業務化経営により保険会社を投資により設立する場合には、第2項の制限を受けないと規定された。この規定によって同業競争回避の制限が緩和されたといえるが、外資系企業が中国において2社を超える保険機構を同時に経営する（出資を含む）形態を展開していくうえで、保険会社として事業計画を立てにくいため、本規定のさらなる緩和を要望する。

④異地引受にかかわる制限条件の緩和

同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な「全種目」に拡大していただくよう要望する。外資系損害保険会社の許認可取得地域外での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5,000万元超かつ企業の保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、本規制が実施されて17年経過しており、今日的な情勢を踏まえて当物件の限度額引き下げも要望する。

⑤北京・天津・河北省に跨る経営実現に向けた諸制限条件の緩和

「保険会社が北京・天津・河北省に跨って経営することに関する届出管理についてのトライアル弁法」（保監発〔2017〕1号）が、2017年2月1日よりすでに施行されている（有効期間が2022年2月1日までとなっている）が、発票が発行できない等、主に税務面取扱いの理由により外資保険会社が実質申請できない状況にあり、3地区間における早期の政策調整、実現に向けた取組強化を要望する。

⑥外資保険会社の業務範囲拡大

外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。

⑦自動車保険のリスク情報開示

自動車保険に関して、全社・全契約について、契約情報・事故情報を政府が監督するプラットフォームに接続して報告しているにも関わらず、リスクの高い運転者や車の情報が十分提供されていない。

中資大手社は、豊富な自社データによる分析が

できるが、新興の外資は、それがなく、不利な競争（限られた情報でのリスク選択）を強いられている。

個人情報保護対応を十分行った上で、業界プラットフォームからのリスク情報開示を拡大いただくよう要望する。

⑧非執行董事や監事等の職務遂行に関する諸制限の緩和

非執行董事や監事の職務遂行時の場所的・時間的制限に関する規定を削除することを要望する。本来、専門人材が有効に職務を果たしていることが重要であり、たとえ海外所在の人材がリモートコントロール中心の形式であっても十分に当該職務を履行していれば、これは認められるべきである。

具体的には「保険会社董事、監事と高級管理人員任職資格管理規定」第7条（三）における「在中国境内」という記載、また「銀行保険機構董事監事履職評価弁法」第14条「履職時間の要求」の削除を要望する。